

公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送持参併用方式）実施要領

（趣旨及び定義）

第1条 この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、建設工事に係る条件付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本競争入札 郵送又は持参により入札を行う建設工事に係る条件付き一般競争入札をいう。
- (2) 対象工事 法人が発注する建設工事のうち予定価格が23億円未満の工事をいう。
- (3) 休日規程 公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年4月1日和医大規程第58号）をいう。
- (4) 土日 休日規程第3条第1項に規定する週休日をいう。
- (5) 祝日 休日規程第9条に規定する祝日法による休日をいう。
- (6) 長期休暇期間 4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日及び12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
- (7) 休日等 土日、祝日及び長期休暇期間をいう。
- (8) 大学ホームページ 法人が設置する和歌山県立医科大学ホームページ入札情報をいう。
- (9) 入札公告 本競争入札を実施するために大学ホームページ又は掲示により行われる公告をいう。
- (10) 技術資料 入札参加資格要件を満たすことを証明する資料をいう。
- (11) 資格審査取扱い基準 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）をいう。
- (12) 県外建設業者資格審査取扱い基準 和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）をいう。
- (13) 入札参加資格の再認定 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定をいう。
- (14) 子会社等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
- (15) 親会社等 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
- (16) 会社等 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
- (17) 更生会社 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。
- (18) 監査等委員である取締役 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
- (19) 指名委員会等設置会社の取締役 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
- (20) 社外取締役 会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。

- (21) 業務を執行しない取締役 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
- (22) 執行役 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
- (23) 持分会社 合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- (24) 持分会社の社員 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
- (25) 会社等の役員 会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
- (26) 管財人 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。
- (27) 組合等 複数の単体企業により構成される組合等をいう。
- (28) 入札審査委員会 公立大学法人和歌山県立医科大学競争入札審査委員会要綱（平成 22 年 1 月 1 日施行）に定める公立大学法人和歌山県立医科大学競争入札審査委員会をいう。
- (29) 入札参加者 本競争入札に参加しようとする者をいう。
- (30) 入札書等 入札書（別記第 2 号様式）、入札書に添付する工事費内訳書（別記第 1 号様式）、入札時に提出を求める技術提案（総合評価を行う場合に限る。）及び意向確認書（低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。）をいう。
- (31) 低入札要領 公立大学法人和歌山県立医科大学低入札価格調査実施要領【建設工事】（平成 21 年 6 月 17 日制定）をいう。
- (32) 技術資料等 技術資料及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
- (33) 総合評価落札方式実施要綱 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成 22 年 6 月 23 日施行）をいう。
- (34) 入札時に提出を求める技術提案 総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類をいう。
- (35) 開札後に提出を求める技術提案 総合評価において評価値を確定するために開札後に書面により提出を求める書類及び第 3 条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に書面により提出を求める技術資料をいう。
- (36) 意向確認書 低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
- (37) 開札後に提出を求める技術提案等 開札後に提出を求める技術提案及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
- (38) 技術提案 入札時に提出を求める技術提案及び開札後に提出を求める技術提案をいう。

（入札の公告）

第 2 条 対象工事を本競争入札に付するときは、大学ホームページへの掲載により公告するものとする。ただし、大学ホームページへの掲載による公告が困難な場合には、掲示により公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、別に定める入札公告例に準じて作成し、次の各号に掲げる事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 低入札価格調査に関する事項
- (8) 落札者の決定方法に関する事項
- (9) 契約に関する事項
- (10) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、原則として次の各号に掲げる区分による期間とし、その期間には、土日及び祝日を算入し、長期休暇期間並びに入札公告の初日及び末日を算入しないものとする。

- (1) 予定価格（税抜き）が 5,000 万円未満の工事 15 日以上
 - (2) 予定価格（税抜き）が 5,000 万円以上の工事 20 日以上
- （入札参加資格要件）

第3条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、技術資料を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

(1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。

エ 資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

キ 談合等による損害賠償請求を法人又は和歌山県から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出をしていない者でないこと。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(7) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(5) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② 一方の特定建設工事共同企業体の構成員と他方の特定建設工事共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合
- ③ その他上記(7) 又は(4) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他法人が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第 4 条 前条第 2 号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、入札審査委員会の審議に付し決定するものとする。

(設計図書等)

第 5 条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

(技術資料)

第6条 法人は、第3条に規定する入札参加資格要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札参加者に対して入札公告で定める期間内に交付するものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第7条 設計図書等に対する質問は、質問書(別記第3号様式)により受付けるものとし、入札公告の日から第9条第2項に定める提出期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間(休日等を含まない。)の受付期間を設定するものとする。この場合において、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後5時とする。

2 法人は、前項の質問に対する回答を、受付期間が終了した日から第9条第2項に定める提出期間が始まる日までの間のうち休日等を除く日に、大学ホームページにより公表するものとする。ただし、これによりがたい場合には、掲示により公表するものとする。

(入札書等の提出方法)

第8条 入札参加者は、入札書等を次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 入札書等を次に掲げる事項を記載した封筒に入れ、入札公告に示す場所に持参し提出するものとする。

ア 工事年度及び工事番号

イ 工事名

ウ 工事場所

エ 入札者の商号又は名称(経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名)

オ 建設業許可番号(経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号)

カ 担当者の所属及び氏名

キ 担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)

(2) 入札書等を開札日及び前号アからキに掲げる事項を記載した封筒(以下「中封筒」という。)に入れ、当該封筒を工事年度・工事番号、工事名及び入札書が在中していることを明記した郵送用の封筒(以下「外封筒」という。)に入れ、郵便により提出するものとする。なお、入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札公告に示す場所に郵送するものとする。

(入札書等の提出期限等)

第9条 前条第1号の規定により入札書等を提出する場合の入札書等の提出期限は、入札公告に定めた開札予定日の開札予定時刻とし、入札書等の提出期間は、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までとする。

2 前条第2号の規定により入札書等を提出する場合の提出期限は、開札日の前日(その日が休日等であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日等でない日。以下同じ。)とし、入札書等の提出期間は、開札日の前日から起算して5日前(休日等を含まない。)から開札日の前日までとする。

- 3 入札参加者は、入札書等を前2項に定める提出期間内に提出しなければならない。なお、前条第2号の規定により入札書等を提出する場合は、前項に定める提出期限までに同号に規定する場所に到達しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定める提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- 5 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒（前条第2号にあっては中封筒をいう。以下同じ。）を開封しないものとする。
- 6 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
- 7 入札書等の到着の確認の問合せには、一切応じないものとする。

（入札書等の不受理）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第4号様式）を添えて、当該入札者に返戻するものとする。

- (1) 第8条各号に掲げる提出方法以外の方法により提出された入札書等
- (2) 前条第1項及び第2項に定める提出期間外に提出された入札書等
- (3) 第8条第2号の規定により提出された入札書等で次に掲げるもの
 - ア 開札日（第8条第2号の規定による入札書等に限る。以下この条において同じ。）、「工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが未記載等により意思表示が明確ではない入札書等
 - イ 封筒表記の入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）が記載されていない入札書等
 - ウ 封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）のいずれかが複数記載されている入札書等

（入札の不成立）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者がいないときは、この入札を不成立とする。なお、予定価格5億円以上の工事（再度公告を行うものを除く。）にあっては、次の各号のいずれかに該当する者が、2者以上ないときは、この入札を不成立とする

- (1) 第8条第1号の規定により入札書等を提出した者で入札公告で定めた開札日時において、次条第1号から第10号までのいずれにも該当しない者
 - (2) 第8条第2号の規定により入札書等を提出した者で入札書を提出した日から入札公告で定めた開札日時までの間、次条第1号から第10号までのいずれにも該当しない者
- 2 前項の規定による入札不成立の判断は、開札日を基準に行うものとし、入札が成立した後であっても、開札日において入札不成立の条件を満たすことが明らかであったと判明した場合は、当該入札を不成立とする。

（失格）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることできない。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 建設業許可番号が記載されていない入札書による入札をした者
- (6) 工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体

及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (8) 工事費内訳書を提出しない者
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (10) 第3条に規定する要件を満たさない者
- (11) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (12) 指定された期限までに第16条第2項に規定する関係様式を提出しなかった者
- (13) 低入札価格調査において、低入札要領に定める失格となる入札をした者
- (14) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者
- (15) 虚偽の技術資料を提出した者
- (16) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (17) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (18) 技術提案において、入札に係る情報（過去の入札に係る情報のほか、あらゆる情報を含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
- (19) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者
（入札経過書の作成）

第13条 入札執行者は、開札日に、封筒の表記をもとに入札経過書（別記第5号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

2 第10条の規定により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。
（開札）

第14条 開札は、休日等を除く日のうちから法人の定める日時に行うものとし、その日時及び場所は入札公告に示すものとする。

2 第8条第1号の規定による入札書等が入札書投函箱に投函された後、入札執行者は、同条第2号の規定により提出された入札書等を入札書投函箱に投函するものとする。

3 開札は、公開とし、入札執行者が開札予定時刻になったことを確認した後に行うものとする。

4 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。また、入札経過書には、立ち会った入札者に関係のない職員が署名するものとする。

5 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。

6 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。

7 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書を提出した入札参加者について第12条第1号から第10号までの規定に該当する者の有無を審査し、法人は、第11条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。

8 入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最も低い価格の入札者を最低価格入札者とする。なお、最低価格入札者が2者以上ある場合は、法人は、次条に規定する技術資料等の提出期限までの間に当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は法人が指定するものと

し、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための法人による入札参加資格要件審査)

第 15 条 法人は、休日等を除く日に前条の規定による当該最低価格入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。

2 最低価格入札者は、法人から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として 2 日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。

3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、法人が、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。

4 法人は、技術資料等の受領後速やかに、最低価格入札者が第 3 条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第 12 条各号（第 13 号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第 12 条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第 6 号様式）により取りまとめ、入札書等とともに発注課（室）で保存するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として 5 日（休日等を含まない。）以内に行わなければならない。

(低入札価格調査について)

第 16 条 最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札要領による低入札価格調査の対象となる入札を行った者は、同要領に規定する関係様式を、提出を指示された日から起算して 5 日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。

(落札決定方法)

第 17 条 法人は、休日等を除く日に落札決定を行うものとし、第 15 条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象である場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第 18 条 法人は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 法人は、第 15 条第 4 項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第 7 号様式）により通知するものとする。

3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第 3 条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、法人は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約を行う場合にあっては、同様とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第 19 条 前条第 2 項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して 10 日（休日等を含まない。）以内に、法人に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第 8 号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 法人は、第 1 項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、前 4 条及び次条の事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第 20 条 法人は、対象工事の入札経過を開札後速やかに、対象工事の入札結果を落札決定の翌日（休日等の場合は、翌日以降で最も近い休日等でない日）に、大学ホームページにより公表するものとする。

2 法人は、前項の公表までの間、入札経過及び入札結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。

(入札の延期、取り止め)

第 21 条 法人は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第 22 条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送等に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第 23 条 法人は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、大学ホームページに掲載するものとする。

(総合評価に係る読み替え)

第 24 条 この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、本要領中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条	技術資料の作成	技術提案の作成
	技術資料作成要領	技術提案作成要領
第 12 条第 8 号	工事費内訳書	工事費内訳書及び入札時に提出を求める技術提案
第 12 条第 14 号	技術資料等	開札後に提出を求める技術提案等
第 12 条第 15 号	技術資料	技術提案

第 12 条第 16 号	工事費内訳書	工事費内訳書及び技術提案
第 14 条第 8 項	開札終了後	開札終了後、総合評価を行った結果
	最も低い価格	最も高い評価値
	最低価格入札者	最高評価値入札者
第 15 条第 1 項及び第 2 項	最低価格入札者	最高評価値入札者
	技術資料等	開札後に提出を求める技術提案等
第 15 条第 3 項	技術資料	技術提案
第 15 条第 4 項	技術資料等	開札後に提出を求める技術提案等
	最低価格入札者	最高評価値入札者
第 15 条第 7 項	開札日	総合評価が完了した日
第 16 条	最低価格入札者	最高評価値入札者
第 18 条第 2 項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第 23 条第 1 項	技術資料	技術提案

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。
- 2 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領（平成 21 年 6 月 17 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。